平成２３年（フ）第１３５６号
札幌市厚別区厚別東２条３丁目３番３号、開始決定時の住所札幌市厚別区上野幌３条２丁目13番８号
破産者　木須　哲夫
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１号
青森県五所川原市大字漆川字袖掛105番地１大滝荘５号、開始決定時の住所青森県五所川原市金木町芦野84番地607
破産者　鳴海商会こと　鳴海　公徳
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第６号
岩手県奥州市水沢区水沢工業団地４丁目28番地
破産者　北田　榮作
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第６１号
川崎市麻生区白鳥１丁目16番８号
破産者　山本　義憲
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
川崎市麻生区白鳥１丁目16番８号
破産者　山本　由美
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
富山県高岡市荻布615番地
破産者　鶴瀬　秀之
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第８１号
富山県南砺市福野523番地１、開始決定時の住所富山県砺波市苗加963番地14
破産者　森田　洋子
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１９８０号
名古屋市中川区戸田西１丁目2302番地　ウエストエトワールＢ―201号
破産者　山村　裕也
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４００号
堺市西区浜寺船尾町西３丁295番地６
破産者　西村　　忍
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０４５号
大阪府富田林市小金台２丁目７番４号
破産者　福田　敬子
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４７２号
大阪府泉佐野市下瓦屋１―２―51　プチメゾンＭＯＮ202号室、開始決定時の住所大阪府東大阪市池島町３丁目３番６号
破産者　舩戸建宅こと　舩戸　健司
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７０５号
大阪府門真市大字三ツ島2302番地、前住所大阪府守口市南寺方東通４丁目14番９号
破産者　峯山　俊文
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１６０号
大阪市住之江区南港中３丁目３番34―707号
破産者　菊田　　正
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５７６号
大阪府河内長野市木戸３丁目３番８―304号、開始決定時の住所大阪府河内長野市三日市町237番地の４
破産者　湯浅　昌和
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１１６２号
兵庫県尼崎市元浜町４丁目19番地
破産者　栗田　義泰
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６４号
兵庫県尼崎市西難波町３丁目19番16号103号、前住所兵庫県尼崎市西難波町３丁目19番16号南文化２Ｆ203号
破産者　関戸　恭子
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４６号
徳島県吉野川市鴨島町森藤250番地４
破産者　桒田　和敏
1　決定年月日　平成24年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部